

平成 26 年 2 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社 平賀
代表者名 代表取締役社長 中村 則丈
(JASDAQ・コード7863)
問合せ先
役職・氏名 管理部長 須賀 通雄
電話03-3991-4541

訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 1 月 19 日付「訴訟提起に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、株式会社ゼロワンに対し、8 億 7854 万 6333 円の約束手形に関する債務不存在確認請求訴訟を（以下「本訴」）を東京地方裁判所に提起しましたが、平成 25 年 9 月 18 日、同裁判所より、当社の請求を認める判決が言い渡されました。その後、株式会社ゼロワンが、同判決に対して控訴を提起したため、引き続き東京高等裁判所において本訴の審理が継続されておりましたが、本日、東京高等裁判所より、株式会社ゼロワンの控訴を棄却する判決（以下「本判決」）が言い渡されましたので、お知らせいたします。

記

1. 判決があった裁判所および年月日

東京高等裁判所 平成 26 年 2 月 27 日

2. 訴訟の内容と経緯

(1) 訴訟の内容

当社と株式会社ゼロワンとの間において、当社を第一裏書人とする金額8億7854万6333円の約束手形に基づく当社の同社に対する支払債務の存在しないことを確認する。

(2) 訴訟の経緯

当社は、平成 23 年 11 月 22 日、株式会社ゼロワンに対して、金 3 億円の連帯保証債務の支払いを求める訴訟（東京地方裁判所平成 23 年（ワ）第 37712 号）を提起いたしました。

なお、上記訴訟は、平成 25 年 5 月 7 日付「訴訟の判決に関するお知らせ」で公表のとおり、当社の請求を認める判決が言い渡され、株式会社ゼロワンが控訴を提起したため、引き続き東京高等裁判所において審理が継続されておりましたが、平成 25 年 8 月 12 日付「訴訟の判決に関するお知らせ」で公表のとおり、株式会社ゼロワンの控訴を棄却する判決が言い渡されております。

当該訴訟の提起から間もない平成 24 年 1 月上旬、株式会社ゼロワン代表取締役土屋浩士が、当社を訪ね、第一裏書人の欄に当社名義の記名捺印があり額面 8 億 7854 万 6333 円記載のある約束手形のコピーを見せ、当該手形に基づく請求を受けたくなければ上記訴訟を取り下げるよう要求してきました。

かかる要求について、当社はこれを拒否したうえ、上記手形に基づく当社の債務が存在しないことを確認するため、本訴を提起いたしました。

平成 25 年 9 月 18 日に東京地方裁判所より、当社の請求を認める判決が言い渡されましたが、株式会社ゼロワンが、同判決に対して控訴を提起したため、引き続き東京高等裁判所において本訴の審理が継続されることになりました。

(3) 判決の内容

本判決主文の概要は以下のとおりです。

- i 株式会社ゼロワンからの控訴を棄却する。
- ii 控訴費用は被告株式会社ゼロワンの負担とする。

3. 今後の対応について

株式会社ゼロワンが、本判決に対して不服を申し立てれば、引き続き最高裁判所において本訴の審理が継続される可能性があります。

また、本判決によって、当社業績に与える影響はありませんが、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示致します。

以 上